



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社 ツ ツ ミ
代表者名 代表取締役社長 互 智 司
(コード：7937 東証第一部)
問合せ先 経営管理室長 吉川 哲也
(TEL：048-432-5510)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 3 月 13 日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」のとおり、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の当社第 44 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において承認されることを条件として、監査等委員会設置会社に移行する予定であります。

これに伴い、平成 29 年 5 月 12 日開催の当社取締役会におきまして、「定款一部変更の件」を本定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- (1) 取締役会の監査・監督機能を強化し、一層のコーポレート・ガバナンスの向上及び意思決定の迅速化を図るため、監査等委員会設置会社に移行することとし、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の定款変更を行うものであります。
- (2) 上記変更に伴う条数の変更とともに、あわせて字句の修正、現行の規定内容を明確にすることその他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

なお、本件定款変更は、本定時株主総会の終結の時をもって効力が生じるものといたします。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 29 年 6 月 29 日（予定）

定款変更の効力発生日 平成 29 年 6 月 29 日（予定）

以上

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数及び選任方法)</p> <p>第19条 当社の取締役は15名以内とし、<u>株主総会でこれを選任する。</u></p> <p>2. <u>取締役の選任の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(<u>累積投票の排除</u>)</p> <p>第20条 <u>取締役の選任については累積投票によらない。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は選任後<u>2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時</u>に終了する。</p> <p>(新設)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u> (削除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、<u>15名以内とする。</u></p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(<u>取締役の選任方法</u>)</p> <p>第20条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会</u>の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会</u>の終結の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第 22 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第 23 条 取締役会を招集するときは、各取締役及び監査役に対し、会日から 3 日前に、その通知を発する。但し、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議)</p> <p>第 24 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 25 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 26 条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 27 条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録し、議長並びに出席した取締役及び監査役</p>	<p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 22 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会を招集するときは、各取締役に對し、会日から 3 日前に、その通知を發する。但し、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議)</p> <p>第 24 条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>2. <u>前項の決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 25 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役への委任)</p> <p>第 26 条 <u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 27 条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 28 条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>がこれに記名押印又は電子署名をする。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬等は、株主総会において定める。</p> <p>第 29 条 (条文省略)</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の員数及び選任方法)</p> <p>第 30 条 当社の監査役は 4 名以内とし、株主総会でこれを選任する。</p> <p>2. 監査役の選任の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 31 条 監査役の任期は選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に終了する。</p> <p>2. 補欠によって選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第 32 条 監査役会は監査役の中から常勤の監査役を 1 名以上選定する。</p> <p>(監査役会の招集手続)</p> <p>第 33 条 監査役会を招集するときは、各監査役に対し、会日から 3 日前に、その通知を発する。但し、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役会の決議)</p> <p>第 34 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第 35 条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は</p>	<p>押印又は電子署名をする。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 29 条 当社の取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 30 条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 31 条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>電子署名する。</u></p> <p><u>2. 監査役会の議事録は決議の日から10年間本店に備え置く。</u></p> <p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p><u>第36条 監査役の報酬等は、株主総会において定める。</u></p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p><u>第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第33条 監査等委員会を招集するときは、各監査等委員に対し、会日から3日前に、その通知を発する。但し、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の決議)</u></p> <p><u>第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p><u>2. 前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。</u></p> <p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p><u>第35条 監査等委員会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名をする。</u></p> <p><u>2. 監査等委員会の議事録は決議の日から10年間本店に備え置く。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 38 条～第 39 条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 40 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計算</p> <p>第 41 条～第 43 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第 36 条 当社の監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 37 条～第 38 条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計算</p> <p>第 40 条～第 42 条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第 1 条 <u>2017年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の責任の免除及び監査役と締結済の責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第37条第1項及び同条第2項の定めるところによる。</u></p> <p><u>(附則の削除日)</u></p> <p>第 2 条 <u>本附則第1条及び第2条は、2027年6月29日をもって削除する。</u></p>